

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	重森 良太
登録番号又は法人番号	19331877
所属する単位会	岡山県行政書士会
事務所名称	行政書士重森良太事務所
事務所所在地	岡山県岡山市北区平野 900 番地 12
処分年月日	令和 8 年 8 月 2 0 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	重森会員は、岡山県行政書士会会則第 2 1 条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第 1 3 条に違反、岡山県行政書士会会則第 6 2 条第 3 項に該当。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 3 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 岡山県行政書士会会則第 6 2 条第 2 項 前項の催告を行っても、なお会費の納入が行われない場合には、会費滞納者の会員として業務を継続して行う意思の有無について、会長の諮問に基づいて綱紀委員会が実施する聴聞及びその答申によって確認しなければならない。 同条第 3 項 本会は、前項の規定による意思の確認の結果、その意思がないと認められる者又はその意思があると認められたものの、同項に規定する聴聞の開催後 3 月以内になお会費の納入を行わない者に対して、理事会の議決を得た上で廃業の勧告を行うものとする。